

東かがわ市条例第3号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和6年3月6日

東かがわ市長 上村一郎

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(東かがわ市監査委員条例の一部改正)

第1条 東かがわ市監査委員条例(平成15年東かがわ市条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(請求又は要求に基づく監査等)	(請求又は要求に基づく監査等)
第6条 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項若しくは第7項、第235条の2第2項、第242条第1項又は第243条の2の8第3項の規定により監査又は検査の請求又は要求があったときは、その日の翌日から起算して10日以内に監査に着手しなければならない。	第6条 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項若しくは第7項、第235条の2第2項、第242条第1項又は第243条の2の2第3項の規定により監査又は検査の請求又は要求があったときは、その日の翌日から起算して10日以内に監査に着手しなければならない。
2 略	2 略
(職員の賠償責任の監査)	(職員の賠償責任の監査)
第11条 法第243条の2の8第3項の規定による監査を求められたときは20日以内に意見を付けて市長に回付しなければならない。	第11条 法第243条の2の2第3項の規定による監査を求められたときは20日以内に意見を付けて市長に回付しなければならない。

(東かがわ市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 東かがわ市職員の育児休業等に関する条例(平成15年東かがわ市条例第21号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(期末手当等の支給)	(期末手当等の支給)
第7条 略	第7条 略
2 基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した時間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。	2 基準日に育児休業をしている職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した時間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。
(職務復帰後における給与等の取扱い)	(職務復帰後における給与等の取扱い)
第8条 育児休業をした職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)が職務に復帰した場合におけるその者の号給については、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、育	第8条 育児休業をした職員(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)が職務に復帰した場合におけるその者の号給については、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、育

改正後	改正前
ると認められるときは、育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じて必要な調整を行うことができる。	児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じて必要な調整を行うことができる。

(東かがわ市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 東かがわ市下水道事業の設置等に関する条例(平成29年東かがわ市条例第34号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(議会の同意を要する賠償責任の免除)	(議会の同意を要する賠償責任の免除)
第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。	第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の2第8項の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。

(東かがわ市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第4条 東かがわ市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年東かがわ市条例第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(会計年度任用職員の給与)	(会計年度任用職員の給与)
第2条 前条の給与とは、法第22条の2第1項第2号に掲げる職員(以下「フルタイム会計年度任用職員」という。)にあっては、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、 <u>期末手当及び勤勉手当</u> をいい、法第22条の2第1項第1号に掲げる職員(以下「パートタイム会計年度任用職員」という。)にあっては、報酬、 <u>期末手当及び勤勉手当</u> をいう。	第2条 前条の給与とは、法第22条の2第1項第2号に掲げる職員(以下「フルタイム会計年度任用職員」という。)にあっては、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当 <u>及び期末手当</u> をいい、法第22条の2第1項第1号に掲げる職員(以下「パートタイム会計年度任用職員」という。)にあっては、報酬 <u>及び期末手当</u> をいう。
2 略 (フルタイム会計年度任用職員の期末手当)	2 略 (フルタイム会計年度任用職員の期末手当)

改正後	改正前
<p>第17条 給与条例第24条から第26条までの規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。</p> <p>2・3 略 (フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)</p>	<p>第17条 給与条例第24条から第26条までの規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。<u>この場合において、期末手当基礎額に乗じる割合は、100分の125とする。</u></p> <p>2・3 略</p>
<p>第18条 給与条例第27条の規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。</p>	<p>第18条 フルタイム会計年度任用職員の期末手当の不支給については、給与条例第25条の規定の例による。</p>
<p>2 前条第2項及び第3項の規定は、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給について準用する。</p>	<p>第19条 フルタイム会計年度任用職員の期末手当の一時差止めについては、給与条例第26条の規定の例による。</p>
<p>第19条～第22条 略 (パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務報酬)</p>	<p>第20条～第23条 略 (パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務報酬)</p>
<p>第23条 略</p> <p>2 前項の時間外勤務報酬は、<u>第27条</u>に規定する勤務1時間当たりの報酬額を基に常勤職員の時間外勤務手当の例により支給する。この場合において国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。)に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日(祝日法による休日を除く。)並びにこれらの日の代休日(以下「休日等」という。)について勤務を要しない日における勤務は、給与条例第15条第1項第2号に掲げる勤務とみなす。</p>	<p>第24条 略</p> <p>2 前項の時間外勤務報酬は、<u>第28条</u>に規定する勤務1時間当たりの報酬額を基に常勤職員の時間外勤務手当の例により支給する。この場合において国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。)に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日(祝日法による休日を除く。)並びにこれらの日の代休日(以下「休日等」という。)について勤務を要しない日における勤務は、給与条例第15条第1項第2号に掲げる勤務とみなす。</p>
<p>第24条・第25条 略 (パートタイム会計年度任用職員の報酬の端数計算)</p>	<p>第25条・第26条 略 (パートタイム会計年度任用職員の報酬の端数計算)</p>
<p>第26条 第21条第3項の規定により時間額で報酬を支給する場合において、1月の報酬額(第32条の規定により準用する給与条例第31条の規定により給与の一部を控除して支給する場合には控除した残額)に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。</p>	<p>第27条 第22条第3項の規定により時間額で報酬を支給する場合において、1月の報酬額(第32条の規定により準用する給与条例第31条の規定により給与の一部を控除して支給する場合には控除した残額)に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。</p>

改正後	改正前
<p>2 第31条に規定する勤務1時間当たりの報酬額及び第23条から前条までの規定により勤務1時間につき支給する報酬の額を算定する場合において、当該額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額の算出)</p>	<p>2 第31条に規定する勤務1時間当たりの報酬額及び第24条から前条までの規定により勤務1時間につき支給する報酬の額を算定する場合において、当該額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額の算出)</p>
<p>第27条 略</p> <p>(1) 月額による報酬 第21条第1項の規定により計算して得た額に12を乗じて得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから市長が規則で定める時間を減じたもので除して得た額</p> <p>(2) 日額による報酬 第21条第2項の規定により計算して得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額</p> <p>(3) 時間額による報酬 第21条第3項の規定に基づき計算して得た額 (パートタイム会計年度任用職員の期末手当)</p>	<p>第28条 勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げるパートタイム会計年度任用職員の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 月額による報酬 第22条第1項の規定により計算して得た額に12を乗じて得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから市長が規則で定める時間を減じたもので除して得た額</p> <p>(2) 日額による報酬 第22条第2項の規定により計算して得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額</p> <p>(3) 時間額による報酬 第22条第3項の規定に基づき計算して得た額 (パートタイム会計年度任用職員の期末手当)</p>
<p>第28条 給与条例第24条から第26条までの規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員(市長が規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、パートタイム会計年度任用職員の期末手当基礎額は、基準日(退職し、若しくはその職を失い、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくはその職を失い、又は死亡した日)以前6か月以内の在職期間における報酬の1月当たりの平均額とする。</p>	<p>第29条 給与条例第24条から第26条までの規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員(市長が規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、パートタイム会計年度任用職員の期末手当基礎額は、基準日(退職し、若しくはその職を失い、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくはその職を失い、又は死亡した日)以前6か月以内の在職期間における報酬の1月当たりの平均額とし、期末手当基礎額に乘じる割合は、100分の125とする。</p>
<p>2・3 略</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)</p>	<p>2・3 略</p>
<p>第29条 給与条例第27条の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員(市長が規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、パートタイム会計年度任用</p>	

改正後	改正前
<p>職員の勤勉手当基礎額は、基準日（退職し、若しくはその職を失い、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくはその職を失い、又は死亡した日）以前6か月以内の在職期間における報酬の1月当たりの平均額とし、給与条例第27条第2項第1号中「勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額」とあるのは「勤勉手当基礎額」とする。</p> <p>2 前条第2項及び第3項の規定は、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給について準用する。 （パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給）</p> <p>第30条 略</p>	<p>（パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給）</p> <p>第30条 略</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。